# 公の施設の管理運営方針

平成19年5月 福 井 市

# 目 次

1	. はし	じめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	1
2	. 公0	)施設とは	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
	(1)	公の施設の定義	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
	(2)	公の施設としての	の要件・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			1
	(3)	福井市の公の施	<b>沙</b> ·····	••••••		• • • • • • • • • •	3
3	. 公の	)施設のあり方の	)見直しと管理運	置當方針	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
	(1)	公的関与の必要に	性の検討	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	5
	(2)	施設の利活用方法	生の検討	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	5
	(3)	効率的な管理運賃	営方法の検討	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
	(1)	)指定管理者制度	の導入・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			6
	2	)直営	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
	3	)その他の手法	•••••				11

#### 1. はじめに

極めて厳しい財政状況の中、限られた経営資源を、真に必要な分野に有効に活用する ことが課題となっており、公の施設の管理運営についても例外ではない。

公の施設の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかわって、民間のノウハウを活用することによりサービスの向上とコストの縮減を目指す指定管理者制度が創設、導入された。本市においても「福井市における指定管理者制度導入に関する基本方針」を策定し、指定管理者制度の導入を進めているところである。

また、「福井市行政改革の新たな指針」(期間:平成18年度~平成21年度)においては、一層効率的な施設運営を図るため、「公の施設の管理運営の方針」の策定を掲げている。これを受け、具体的な管理運営の方針を定めるものとする。

## 2. 公の施設とは

## (1)公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設である。(P.2 <参考>参照)

#### (2)公の施設としての要件

公の施設としての具体的な要件は、次の4つに整理できる。

#### 〇 「地方公共団体」が設けるもの

地方公共団体以外の者が設置する施設は、公の施設ではない。なお、この場合の 設置とは必ずしも所有権を取得する必要はなく、賃借権、使用貸借権等によって施 設を住民に利用させる権原を取得した場合においても、当該施設を公の施設とする ことができる。

#### ○ 住民の福祉を増進することを目的とし、住民の利用に供するためのもの

庁舎・試験研究機関等の本来的機能が住民の利用を予定しない施設、刑務所等の 社会公共秩序を維持するために設けられる施設は、公の施設ではないと解釈される。

#### ○ 「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのもの

物品陳列所等の当該地方公共団体の区域外の者の利用を目的とした施設は、公の施設ではないと解釈される。

#### 〇 「施設」であること

物的施設を中心とする概念であり、人的サービスはその要素ではない。

#### 表 1 公有財産の分類(地方自治法第238条)

公有	行政財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	公用財産	地方公共団体がその 事務又は事業を執行 するためのもの	庁舎、試験研究施設等の 建物の敷地及び建物
財産			公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	道路、学校、公園、図書 館等の敷地及び建物
	普通財産	行政財産以外の-	一切の財産		

※ 公の施設とは、主に公共用財産の範ちゅうに属するものである。

## <参考> 地方自治法「第10章 公の施設」(抜粋)

#### (公の施設)

- 第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための 施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをして はならない。

#### (公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めると きは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定す るもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管 理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成 し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期する ため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について 調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による 管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管 理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

# (3)福井市の公の施設

本市の公の施設は、平成18年2月1日の合併により新たに93の施設が加わり、道路、河川、小中学校を除き610施設となった。本方針の策定にあたっては、表2に示す全ての施設を対象する。

## 表 2 福井市の公の施設

H19.2.28 現在

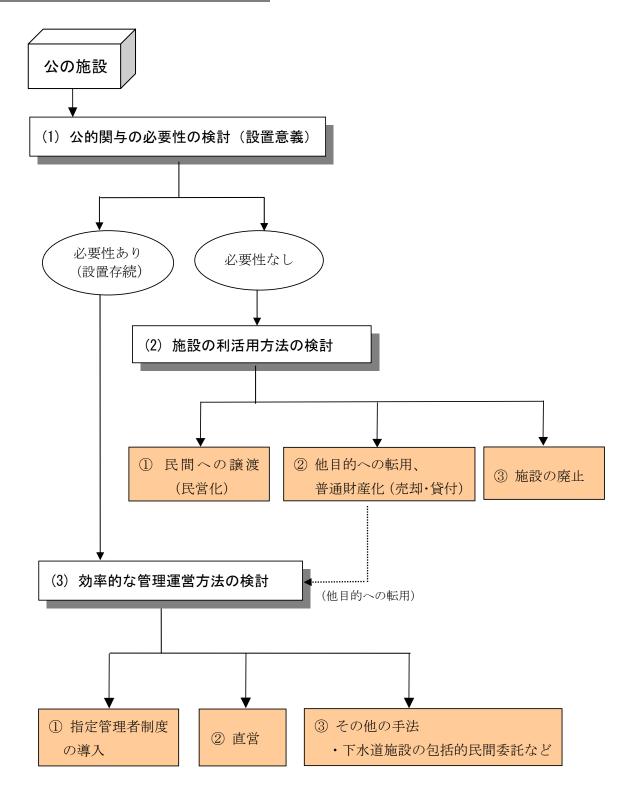
施設の種類	施設数	施設名
レクリェーション・スポーツ 施設	51	伊自良館、すこやかドーム、こしのゲートボール場、国民宿舎鷹巣荘、 美山森林温泉みらくる亭、越前水仙の里公園水仙ドーム、ガラガラ山 総合公園、越前水仙の里温泉波の華、水仙寮、一乗滝小次郎の里ファ ミリーパーク、鷹巣いこいの広場、国見岳森林公園、リズムの森、S STランド、東山健康運動公園、足羽山公園遊園地、体育館、東・西・ 北・南体育館、美山トレーニングセンター、野球場、西公園テニスコ ート、わかばテニスコート、美山庭球場「ウインク」、川西テニスコート、有料グラウンド(5)、プール(3)、弓道場、スポーツ公園、きらら パーク、美山アンデパンダン広場、無料グラウンド(9)、大安寺キャ ンプ場、アーチェリー練習場、基礎体力づくりトレーニング場
産業振興施設	14	きらら館、マイドーム清水、ホタル資料館、勤労青少年ホーム(2)、 勤労婦人センター、研修センター、みやま長寿そば道場「ごっつおさ ん亭」、そば工房木ごころ、地域活性化施設、農園施設マイファーム 清水、美山農村活性化施設、一乗ふるさと交流館、園芸センター
基盤施設	350 上下水道 施設数は 除く	防災ステーション、防災センター、フェニックス・プラザ自動車駐車場、自転車駐車場(20)、漁港(7)、ふれあいパークなぎさ公園、集落排水処理施設(22)、中央卸売市場、駐車場(4)、都市公園(272)、墓地公園(2)、市営住宅(17)、市営越廼定住促進住宅、上下水道施設
文教施設	113	地域交流プラザ、男女共同参画・子ども家庭センター、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館、フェニックス・プラザ、治水記念館、幼稚園(25)、学校寄宿舎(3)、青年の家、公民館(50)、公民館分館(6)、生涯教育施設(3)、少年自然の家、文化会館、木ごころ文化ホール、一乗谷朝倉氏遺跡復原町並、一乗谷史跡公園センター、おさごえ民家園、自然史博物館、美術館、養浩館庭園、郷土歴史博物館、伊自良の里資料館、清水郷土資料館、越前水仙の里公園水仙ミュージアム、越前水仙の里公園越廼ふるさと資料館、図書館(5)
医療·社会福祉 施設	82	市民福祉会館、清水社会福祉センター、すかっとランド九頭竜、美山楽く楽く亭、こしの高齢者ふれあいセンター、清水高齢者福祉センター、児童館(26)、保育園(40)、ふれあい園、保健センター(3)、聖苑、休日急患センター、診療所(4)
計	610	

(道路、河川、小中学校を除く。H19.4 オープン施設を含む。)

## 3. 公の施設のあり方の見直しと管理運営方針

本市の公の施設の管理運営方針を見直すに当たって、次のフローにより検討を行った。

## 公の施設のあり方の見直しに関するフロー



## (1) 公的関与の必要性の検討

社会情勢の変化や住民ニーズの変化により、施設の設置意義が薄れたり、民間と競 合したりするなど、施設の管理運営を行政が行う必要があるのか、根本的な課題から 見つめ直す必要が生じている。そこで、市が引続きサービスを提供する必要のある施 設かどうかについて、下記の視点から検討するものとする。

## 【見直しの視点】

公的関与の

- ◆ 社会情勢の変化等により公の施設として設置意義 必要性なし ⇒ (2) へ が薄れている
- ◆ 個別法の規定により民間では管理できない

◆ 公の果たす役割が強く求められている

必要性あり  $\Rightarrow$  (3)  $\wedge$ 

## (2) 施設の利活用方法の検討

(1) の検討において、公的関与の必要性がないと判断した施設について、その利活 用の方法を下記の視点から検討するものとする。その結果、民間へ譲渡する施設、他 目的へ転用する施設、普通財産として売却・貸付する施設、廃止する施設は表3~5 のとおりである。

#### 【見直しの視点】

- ◆ 同様のサービスを民間において実施できる ⇒ 譲渡
- ◆ 設置目的と現在の利用状況が一致しない 乁
- ◆ 利用率、費用対効果が著しく低い
- ⇒ 他目的への転用 普通財産化(売却・貸付)
- ◆ 老朽化や損傷が著しい施設である
- ⇒ 廃止

## 表3 民間へ譲渡する施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	活用方法	所管課
医療·社会 福祉施設	国民健康保険清水診療所	1	大森町第38号3番地	H19年度 民営化に伴い譲 渡	保健センター

## 表 4 他目的への転用、普通財産化(売却・貸付)する施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	活用方法	所管課
产类压服按弧	森田勤労青少年ホーム	1		H19年度 普通財産に転用、 福井北商工会へ譲渡	労政課
産業振興施設	勤労婦人センター	1		H19年度 宝永公民館、児童 館等に転用	刀蚁味

#### 表5 廃止する施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	廃止時期・理由	所管課	
レクリェーショ	森田プール	1	石盛町第19号11番地1	H18年度 区画整理·老朽化	スポーツ課	
	野球場	1	豊島2丁目5番26号	H20年度 老朽化	スホーノ味	
文教施設	青年の家	1	松本4丁目7番22号	H20年度 老朽化	生涯学習課	
産業振興施設	勤労青少年ホーム	1	左内町7番1号	H19年度 老朽化	労政課	

#### (3) 効率的な管理運営方法の検討

公的関与が必要と判断された施設であっても、市民サービスの向上とコストの削減を目指し、より効率的な管理運営手法を導入する必要がある。指定管理者制度など、様々なPPP(公共サービス民間開放)手法の導入が進んでいるが、これらの施設については、その設置目的や運営の形態など、それぞれの実情に応じた手法を検討するものとする。

#### ① 指定管理者制度の導入

指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任(代行)して行わせる制度である。指定管理者は、管理を幅広く代行でき、施設の利用許可権限をもつため、条例の範囲内で料金設定をすることや、利用料金を自らの収入とすることも可能となっている。指定管理者制度を導入することにより、民間事業者のノウハウ等が活用され、市民サービスの向上、効率的施設運営が図られることが期待される。

#### 【指定管理者制度導入の視点】

- ◆ 民間事業者等に任せることにより、設置目的が効果的に達成できる
- ◆ 民間事業者によるノウハウの活用により、業務の効率性の向上・サービスの 向上が図られる
- ◆ 管理経費の削減が見込まれる
- ◆ 使用料、利用料金等の収益が見込まれる
- ◆ 近隣・類似施設の一括公募を行うことで、合理的かつ効果的な運営が行える

以上の項目から総合的に判断し、指定管理者制度の導入を検討

表6 平成18年度末までに指定管理者制度導入済みの施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	指定期間	所管課	
	国民宿舎鷹巣荘	1	蓑町3字11の1	H17.10.1~H23.3.31	観光開発室	
レクリェーショ ン・スポーツ	すこやかドーム	1	剣大谷町第2号6番地1	H18.4.1~H23.3.31	長寿福祉課	
施設	国見岳森林公園	1	国見元町22字吉平山6番1	II	林業水産課	
	東山健康運動公園	1	寮町50字5番地	IJ	公園課	
産業振興施設	研修センター	1	文京6丁目8番18号	IJ	労政課	
	フェニックス・プラザ自動車駐車場	1	田原1丁目11番1号	IJ	行政管理課	
	大手駐車場	1	大手3丁目10番1号	IJ		
基盤施設	大手第2駐車場	1	大手3丁目12番20号	IJ	交通政策室	
	本町通り地下駐車場	1	順化1丁目及び中央3丁目地係 市道都市計画道路桜橋線	IJ		
	路上駐車場	1	大手3丁目地係中央公園東 北沿い	IJ		
	フェニックス・プラザ	1	田原1丁目13番6号	IJ	行政管理課	
文教施設	治水記念館	1	種池2丁目305番地	IJ	河川課	
人权旭权	一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	1	城戸ノ内町第28号43番地	IJ	文化課	
	文化会館	1	春山2丁目7番1号	IJ	人儿味	
	市民福祉会館	1	春山2丁目7番15号	IJ	地域福祉課	
	すかっとランド九頭竜	1	天菅生町3字10番地	IJ	長寿福祉課	
医療·社会 福祉施設	児童館	26	あさがお、あじさい、くすのき、くるみ、 こすもす、さくら、さざんか、さつき、す いせん、すずらん、すみれ、たけの こ、たちばな、たんぽぽ、つくし、つば き、とちのき、とまと、どんぐり、ひまわ り、ふじ、まきやま、もくせい、もみじ、 清水北、美山	II	保育児童課	

# 表7 平成19年度中に指定管理者制度の導入が決定済みの施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	指定期間等	所管課
	東体育館	1	東郷二ケ町第6号6番地1	H19.4.1~H22.3.31	
	北体育館	1	天池町5字65番地	II.	
	南体育館	1	下莇生田町33字1番地	IJ	
	西体育館	1	飯塚町第10号8番地	II.	
	わかばテニスコート	1	飯塚町第10号8番地	(指定管理者による一括管理)	スポーツ課
レクリェーション・スポーツ	西公園テニスコート	1	花月1丁目3番1号	ıı	
施設	有料グラウンド	5	成和、開発、町屋、米松、大島	(指定管理者による一括管理)	
	美山トレーニングセンター	1	境寺町第2号7番地	 	
	美山庭球場「ウインク」	1	市波町第29号22番地		
	美山アンデパンダン広場	1	縫原町第21号73番地		
	きららパーク	1	風巻町第21号17番地	IJ	
	美山森林温泉みらくる亭	1	市波町第38号2番地	H19.10.1~H25.3.31	観光開発室
文教施設	地域交流プラザ	1	手寄1丁目4番1号	H19.4.1~H22.3.31	行政管理課
医療·社会 福祉施設	聖苑	1	安田町第11号1番地	H19.4.1~H24.3.31	保健センター

表8 平成20年度以降指定管理者制度を導入する施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	導入予定年度	所管課
	越前水仙の里公園 水仙 ドーム	1	居倉町第43号25番地	H21年度	
	ガラガラ山総合公園	1	赤坂町第66号84番地	JJ	観光開発室
レクリェーショ	越前水仙の里温泉波の華	1	蒲生町第1号94番地	JJ	
ン・スポーツ 施設	リズムの森	1	西中町第20号23番地	H20年度	林業水産課
旭苡	SSTランド	1	笹谷町115番	IJ	你未小连咻
	スポーツ公園	1	安田町第14号1番地	H21年度	スポーツ課
	伊自良館	1	中手町第29号3番地		行政管理課
産業振興施設	美山農村活性化施設	1	中手町第50号6番地	H20年度 (指定管理者による一括管理)	農村整備課
文教施設	伊自良の里資料館	1	中手町第30号1番地		郷土歴史博物館
	マイドーム清水	1	真栗町第48号2番地	H20年度	行政管理課
the Mile I was the Life To	農園施設マイファーム清水	1	島寺町第95号2番地1	(指定管理者による一括管理)	農政企画課
産業振興施設	きらら館	1	風巻町第20号17番地	H22年度	行政管理課
	みやま長寿そば道場 「ごっつおさん亭」	1	獺ケロ町第24号7番地	H20年度	農政企画課
文教施設	木ごころ文化ホール	1	美山町第2号8番地	H21年度	文化課
医療·社会 福祉施設	美山楽く楽く亭	1	市波町第26号15番地	H20年度	長寿福祉課

## 2 直営

施設の設置目的から、市が直接サービスの提供を行うべき施設や、事業規模が小さい、あるいは管理の内容が業務委託的な性質のため、指定管理者制度のメリットが生かせないと考えられる施設については直営とする。

ただし、これらの施設については、今後も直営を堅持するものではなく、社会情勢 や市民ニーズの変化に応じて適宜見直しを図るものとする。

また、業務委託により効果的、効率的に施設の運営が見込まれる場合には、積極的な業務委託を行うものとする。

表 9 市が責任を持って直接提供すべきサービスを行う施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	所管課
産業振興施設	園芸センター	1	串野町第1号30番地	園芸センター
	防災ステーション	1	土橋町3字80番1	危機管理室
基盤施設	防災センター	1	和田東2丁目2207番地	危機管理室
<b>本</b> 盆旭以	中央卸売市場	1	大和田町第1号1番地	中央卸売市場
	上水道施設			経営企画課
文教施設	男女共同参画・子ども家 庭センター	1	手寄1丁目4番1号	男女共同参画室・少子化対策センター

文教施設	公民館	50	中央、順化、宝永、湊、豊、木田、清明、足羽、春山、松本、日之出、旭、和田、東安居、円山、啓蒙、西藤島、社南、社北、安居、一光、中藤島、大安寺、河合、麻生津、国見、岡保、東藤島、殿下、鶉、棗、鷹巣、本郷、宮ノ下、森田、酒生、一乗、上文殊、文殊、六条、東郷、明新、日新、社西、美山、越廼、清水西、清水東、清水南、清水北	生涯学習課
	公民館分館	6	下宇坂、	
	少年自然の家	1	脇三ケ町第66号2番地10	青少年課
医療·社会 福祉施設	保健センター	3	保健センター(城東4丁目)、越廼保健センター(茱崎町)、清水保健センター(風巻町)	保健センター

# 表10 単に集客効果を狙うものではなく、教育の観点から公的責任を求められる施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	所管課	
	愛宕坂茶道美術館	1	足羽1丁目8番5号	歴史のみち	
	橘曙覧記念文学館	1	足羽1丁目6番34号	整備推進室	
	越前水仙の里公園 水仙ミュージアム	1	浜北山町第22号8番地	観光開発室	
	越前水仙の里公園 越廼ふるさと資料館	1	居倉町第50号1番地2	観儿用光主	
	おさごえ民家園	1	月見5丁目4番48号	女 / 少 細	
文教施設	自然史博物館	1	足羽上町147番地		
	美術館	1	下馬3丁目1111番地	文化課	
	養浩館庭園	1	宝永3丁目11番36号		
	郷土歴史博物館	1	宝永3丁目12番1号	郷土歴史博物館	
	清水郷土資料館	1	風巻町第21号17番地	加工歷天時初期	
	図書館	5	図書館(文京2丁目)、みどり(若杉3丁目)、桜木(手寄1丁目)、美山(美山町)、清水(風巻町)	図書館・ みどり図書館・ 桜木図書館	

# 表 1 1 事業規模が小さいなど指定管理者制度がなじまない施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	所管課
	こしのゲートボール場	1	大味町第33号34番地1	長寿福祉課
	一乗滝小次郎の里ファミリーパーク	小次郎の里ファミリーパーク 1 浄教寺町16字8番地1		観光開発室
	足羽山公園遊園地	1	山奥町第58字97番地	公園課
	川西テニスコート	1	砂子坂町第5号9番地1	
	三秀プール	1	照手3丁目1番1号	
レクリェーショ ン・スポーツ	美田B&G海洋センター 1 美田町   和田(御   丁目)、山   (大宮5丁		美山町第9号30番地	
施設			和田(御幸4丁目)、藤岡(原目町)、高木中央(高木中央1 丁目)、山奥(月見4丁目)、宮ノ下(御所垣内町)、西藤島 (大宮5丁目)、ジュニア(板垣5丁目)、江尻(下江尻町)、越 廼(茱崎町)	スポーツ課
	大安寺キャンプ場	1	四十谷町第24号1番地	
	アーチェリー練習場	1	豊島2丁目5番5号	
	基礎体力づくりトレーニング場	1	豊島2丁目5番5号	

産業振興施設	ホタル資料館	1	安波賀町15字9番地1	観光開発室
	地域活性化施設	1	平尾町第24号12番地1	農政企画課
	一乗ふるさと交流館	1	東新町第1号21番	農村整備課
	自転車駐車場	20	JR福井駅、JR森田駅、JR足羽駅、JR越前東郷駅 他	交通安全課
	漁港	7	白浜(国見)、長橋、菅生、鮎川、大丹生、大味、居倉	- 林業水産課
基盤施設	ふれあいパークなぎさ公園	1	蒲生町第1号93番地1	
	集落排水処理施設	22	岡保地区、大味地区、河水地区、末地区、荒木地区 他	農村整備課
	市営住宅	17	渕、江端、福、社、加茂河原、明里、東安居 他	住宅政策課
	市営越廼定住促進住宅	1	茱崎町第45号4番地1	
文教施設	学校寄宿舎	3	川西中寄宿舎(水切町)、棗中寄宿舎(石新保町)、越廼 小中寄宿舎(居倉町・水仙寮内に開設)	学校教育課
	一乗谷史跡公園センター	1	城戸ノ内町第10号48番地	文化課
	清水社会福祉センター	1	小羽町第27号10番地	地域福祉課
医療·社会 福祉施設	こしの高齢者ふれあいセンター	1	蒲生町第1号91番地2	長寿福祉課保健センター
	清水高齢者福祉センター	1	風巻町第28号8番地1	
	休日急患センター	1	城東4丁目14番30号	
	国民健康保険上味見診療所	1	中手町第10号3番地1	
	診療所	2	美山診療所(美山町)、下味見診療所(西河原町)	

# 表12 施設のあり方を今後更に検討する施設

施設分類	施設の名称	施設数	所在地等	検討内容	所管課
レクリェーショ ン・スポーツ 施設	水仙寮	1	居倉町第79号35番地	利用状況を見ながら、他目的への転用あるいは譲渡等を検討(期間限定で越廼小中学校寄宿舎開設)	観光開発室
	野外趣味活動施設 鷹巣いこいの広場	1	蓑町1字1の1	観光動向を見極めながら検討	
	体育館	1	松本4丁目10番1号	体育館改修計画の方向性 をみながら、弓道場と一体 的な指定管理者制度導入を 検討	スポーツ課
	弓道場	1	松本4丁目9番43号		
産業振興施設	そば工房木ごころ	1	獺ケロ町第24号90番地1	普通財産としての貸付を検 討	農政企画課
基盤施設	都市公園	272	街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、総合公園、運動公園、緑地、緑道他	市民協働による維持管理を 基本に置きながら、公園の 種類、規模、形態に応じて、 より効果的・効率的な管理 方法を検討	公園課
	墓地公園	2	西墓地公園(小山谷町)、 東山墓地公園(河水町)	管理情報の整理、安全性の 確保、霊地使用者の意向な どを総合的に勘案しながら、 より効果的・効率的な管理 方法を検討	
医療•社会 福祉施設	ふれ愛園	1	花野谷町第43号40番地2	社会福祉法人等への委譲 あるいは指定管理者制度導 入の検討	ふれ愛園

医療•社会 福祉施設	保育園	40	東部、西部、南部、北部、春山、足羽、日之出、湊、西藤島、御幸、木田、明里、社、花堂、河合、円山、清明、西安居、松本、上北野、麻生津、 容蒙、牧島、本郷、鶉、栾寨、森田浜、東藤島、六条、東郷、文東、勝見、森田栄、麻生津西、南居、みやま、清水西、清水東、清水南		保育児童課
文教施設	幼稚園	25	大安寺、麻生津、岡保、東藤島、殿 下、碧、碧東部、本郷、棗、鷹巣、長 橋、高須城、酒生、一乗、上文殊、六 条、文殊、東郷、下宇坂、羽生、美山 啓明、清水西、清水東、清水南、清 水北		学校教育課
	芦見生涯教育施設	1	西中町第3号9番地1	他目的への転用等、有効活	
	上味見生涯教育施設	1	中手町第7号3番地	用方法についてを検討	生涯学習課
	下味見生涯教育施設	1	折立町第41号1番地	著しい損傷により廃止も検 討	

表12の施設については、当面直営とするが、財政上の課題や職員配置上の課題が存在するほか、地元住民との意見調整等を慎重に進めていく必要がある。先に指定管理者制度を導入した施設の導入効果を見極めつつ、また、社会環境の変化等を総合的に勘案しながら、指定管理者制度への移行や民間譲渡等、可能な限り早急に課題解決に取り組むこととする。

## ③ その他の手法

#### 包括的民間委託 (下水道施設)

包括的民間委託とは、下水処理場等において、下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式である。今までのような運転管理や保守点検だけでなく、電力や薬品などの調達や軽微な修繕なども含めて委託する方法で、民間の創意工夫による効率的な維持管理が可能となる。

表 1 3 包括的民間委託を行う下水道施設

施設分類	施設の名称	所在地等	委託期間	所管課
基盤施設	日野川浄化センター	黒丸町第3号1番地	H19.4.1~H22.3.31	施設維持課
	境浄化センター	菅谷1丁目1番1号		
	鷹巣浄化センター 中継ポンプ場1ヶ所、マンホール ポンプ場41ヶ所	蓑町第21号1番地		
	羽生浄化センター マンホールポンプ場10ヶ所	薬師町第37号42番地1		
	清水東部環境センター マンホールポンプ場21ヶ所	片粕町第40号1番地		
	清水西部環境センター マンホールポンプ場21ヶ所	大森町79番地		
	ポンプ場管理センター 合流ポンプ場、雨水ポンプ場他 52ヶ所	大瀬町第20号17番2		